

理事・監事の候補・選任に関する運営細則

第1条 理事・監事の候補は、理事・監事候補選定委員会において行う。

第2条 理事・監事の候補選定委員会は次の各号に掲げる者から構成され、定時評議員会開催時に理事・監事候補を推薦する。

- ①会長・副会長から1名
- ②専務理事
- ③常務理事から1名
- ④地域理事・協力団体選出理事を除く理事から3名を業務執行役員が推薦する。
- ⑤事務局から1名

附則 この細則は、平成26年12月1日より施行する。